

与那国町障害者活躍推進計画（町長部局）

令和2年4月

与那国町

1. 趣旨

令和元年6月に障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)を作成することとなりました。

障害者の活躍は、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、障害のある職員が活躍できるよう、役場全体で取り組んでいくことが重要です。障害者の視点に立ちながら本計画を策定したところであり、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めます。

2. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の計画とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、全ての職員に周知するとともに町ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。又、目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

4. 障害者雇用率の状況

障害者雇用促進法では、民間企業や地方公共団体を問わず、障害者を雇用する義務が課せられており、地方公共団体の責務として「自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない」とされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い2.5%の法定雇用率が設定されています。

令和元年6月1日現在の与那国町における実雇用率は、下記のとおりとなっております。

(令和元年6月1日現在の雇用率)

任命権者	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者数
町長部局	2.5%	56人	1人	1.77%	0人

5. 障害者の活躍推進に向けた取組

(1) 採用に関する目標

在籍する雇用障害者数が前年度を下回らないこととし、法定雇用率以上を目指す。

(2) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する
- ・ 障害者職員の相談窓口担当として、総務課人事担当を選任する。

(3) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障害者から業務遂行の相談があった場合、労働局と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(4) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、加重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・ 募集・採用に当たっては、一般職員及び会計年度職員の募集に併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、過度な負担にならない範囲で障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者に対し不適切な取扱いを行わない。